

RIKEN BRC

生物遺伝資源譲渡同意書

_____ (以下「譲渡者」という。)と国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター(以下「理研BRC」という。)とは、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の譲渡を受け、これを収集・維持・保存・増殖・品質管理ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、譲渡者が理研BRCにリソース_____ (以下「本件リソース」という。)を譲渡するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。ここでいう「譲渡」とは、本件リソースに付帯する知的財産権等の権利を含めて理研BRCに移転することである。
2. 譲渡者は、本件リソースを無償で理研BRCに譲渡する。理研BRCは、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者に対し提供を行うことができる。
3. 譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報(特許、名古屋議定書に関する同意等を含む)を添付する。理研BRCは、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる。
4. 譲渡者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って理研BRCに譲渡する権限を有し、法律上あるいは契約上なら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。
5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。
(該当する条項の□を■とする。)
 本件リソースは、譲渡者が開発したリソースである。
 他者が開発したリソースで本件リソースの譲渡にあたっては開発者の許可を得ている。
 本件リソースは、譲渡者が購入したものであるが、譲渡をすることについて制限を受けていない。
 その他(_____)
6. 理研BRCは、本件リソースを譲渡者が定める次の条件下で利用を希望する者(以下「利用者」という。)へ提供する。
(該当する条項の□を■とする。)
 条件を付加しない。
 以下の条件を付加する。(理研BRCは、付加された譲渡条件をカタログ及びホームページに提供条件として掲載する。)
 利用者は、研究成果の公表にあたって譲渡者の指定する文献を引用する。
[指定論文名]
_____]
- 利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。
7. 譲渡者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、理研BRCに対し責を問わない。
8. 本件リソースの譲渡にあたっての送料は、理研BRCが負担する。
9. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
10. 理研BRCは、リソース検討委員会、倫理委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。
11. 譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号)、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号)等、必要に応じて該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲

内で取り扱わなければならない。尚、当該関連法令等に基づく手続きが必要な場合には、譲渡者及び理研BRCは当該法令等に従ってその手続きをしなければならない。

- 12. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、譲渡者、理研BRCそれぞれ1通を所持する。

西暦[年 月 日]

譲渡者

理研BRC

機関名・会社名:[

機 関 名 : 国立研究開発法人理化学研究所

]

バイオリソース研究センター

所在地:〒[

所 在 地 : 〒305-0074

]

茨城県つくば市高野台 3-1-1

担当者:[

印]

機 関 長 : センター長

研究責任者:[

印]

城石 俊彦 印

機関長:[

印]